

第42回さいたま地方裁判所委員会議事概要

第1 日時

令和6年10月2日（水）午後2時から午後3時30分

第2 場所

さいたま地方裁判所大会議室

第3 出席委員（五十音順、敬称略）

市川多美子、今川知浩、木原貴之、小出邦夫（委員長）、佐伯恒治、佐渡島啓、塩谷彰浩、清水雅晴、菅谷大岳、高橋雅也、牧野丘、増田文治、森田拓志

第4 議題

「民事訴訟手続におけるデジタル化について」

第5 議事

1 開会

2 新任委員の紹介（市川委員、今川委員、佐伯委員、佐渡島委員、清水委員、高橋委員）

3 上記委員以外の委員からのあいさつ

4 説明担当者による説明等

(1) さいたま地方裁判所民事訟廷副管理官から、民事訴訟手続のデジタル化についての説明

(2) ウェブ口頭弁論（模擬）の傍聴

(3) 質疑応答

（回答者）

さいたま地方裁判所民事部部総括裁判官及び同民事訟廷副管理官

5 意見交換

（発言者：◎委員長、○委員、■説明担当者）

◎ ウェブ口頭弁論の模擬を御覧いただいたが、御意見や御感想があれば伺いたい。

ウェブ口頭弁論、e法廷、e提出というデジタル化の動きは世界の潮流であり、日本の民事訴訟手続も遅ればせながら法改正が実現し、段階的に施行している状況である。また、刑事訴訟手続についても、まだ法案提出前ではあるが、民事訴訟手続に引き続き、令状の関係等でデジタル化がされる予定であり、日本の裁判手続もデジタル化に対応していくという大きな流れにある。

ただし、通常の会議とは異なり、裁判手続であるので、ウェブ口頭弁論の実施について違和感を感じられる方も中にはおられて、一つ一つ目線を合わせる形で議論を交わしたり、証人尋問で証人が本当のことを言っているのかどうか、リアルに見たりしないと真の判断ができないのではないかというような意見もある。そういった観点も含めて御感想なりをいただければと思っている。

また、皆様の所属母体ではウェブ会議を普通に実施されておられると思うので、先行されている取組等があれば、御紹介いただきたい。

もう一つの観点として、ウェブ口頭弁論を利用できる範囲は、今のさいたま地裁の運用では、代理人が選任されている事件において代理人について利用されているという状況である。代理人を選任せずに本人のみで手続を行っている場合には、弁論準備手続を含めウェブでの手続の利用例はない。本人の強い希望はないということもあるが、本人確認やなりすましの問題、部屋の中に第三者がいるのではないかということなどを心配する意見もあり、今のところ、本人の利用はない状況である。法律上制約があるわけではないので、今後の方向性として本人に対しても利用を拡大していくことになると思われるが、その時にどのようなサポートができるのかといった観点も含め、御意見をいただければと思う。

○ 一般的に、セキュリティは問題になるところだが、裁判という高度な個人

情報を扱うような場合に、万が一情報を盗み取るというようなことも可能ではないかと思うが、対策はどのように行われているのか。

- 一般論としては、通常の世界で行われている程度のセキュリティ対策をしているが、今までは紙媒体という物理的であったものが、電子化することによって、情報流出の危険性が高まるということ自体は否定できないと考えており、裁判所では、万全の措置を取り、情報漏洩がないようにしている。これは今後とも裁判所の課題として強く意識している。

◎ 先ほど、本人利用を認めるかどうかという話をさせていただいたが、本人だけの場合、例えば、チームズ上で録画しているかもしれないが、そのようなことが行われた場合には、法廷警察権という裁判官の権限が及び得るので、その権限で何らかの措置を取ることで、情報流出に対する措置を図っていくことになると思われる。

- 本学では、コロナ禍の際に、大学入試ではないが、ウェブ面接を実施した。その際に、何かを見ながら回答していないかということを確認するため、パソコンから少し離れる、スマートフォンを持っていないかというような確認を行った。

このことを今回の模擬裁判に関係させて考えてみると、関係者以外の者から示唆を受けることがないように電話を禁じられていたが、文字情報が手元にあって見られる状態であれば、声を発しなくても電話をしていなくても、ちらっと見ればアドバイスしたりできるので、そのようなことを懸念した。

- 弁護士以外の者が業として相談にのることは、法律上禁止されている。ただ、通常の手続の場面で、何かしら手に持っているというだけでは、本人が書いたものか第三者が書いたものか、判断が難しいところはある。最終的に、尋問の場面では、書面は示されたもの以外は見ることができず、本人の記憶に従って答えなければならない。宣誓によって真実を述べるのが義務付けられているということもあり、そのあたりの総合的な評価として、裁判官としては真実発見に努めるということになる。

- 若干補足させていただくと、尋問以外の争点整理手続でも、本人で手続をする際に、カメラの後ろから示唆するのではないかというような懸念は指摘されるところではある。今はまだ本人によるウェブ会議の利用は進んでいないが、将来、それが進んでいくことになると、手続の際に部屋全体の様子を見せてもらい、関係ない者がいないか確認してから手続を進めるとか、手続中に何か不自然な視線や反応が見えたときは、手続を止めて指摘をするというようなことが必要になるのではないかと考えている。
- ◎ 先ほどお話があったウェブ面接というのは、学力を測るものか、人物を見るものか、どのようなものか。
- 学力というより、むしろ人物を見る内容である。教員養成ということで、教職に対する意見や考え方を問うていくような内容であった。
- そもそもe裁判とする目的は何か。例えば、書類のやり取りなどはいいと思うが、法廷内でもいろいろやるというのは、裁判官の方々がもっと省力化したいとか何か理由があるものなのか。バックグラウンドとしてどのようなものがあるのか。
- 省力化という点もあるが、一番大きなところは、国民の裁判所に対するアクセスを容易にすることに主眼がある。敷居が高いというだけでなく、裁判所に来るために仕事を休まなければいけないなどというのが最大の理由であると考えている。
- 今回は民事ということだが、今後の刑事の関係ではまた違ってくると思われるが、このようにやることで裁判の質が落ちることはないのだろうか。問題点がいろいろ挙がっているが、質が落ちるのであれば、本当にやるべきなのかというところもあるし、裁判所には威厳が必要だと考えており、判決は法廷で言い渡される、悪いことをした人の更生ということも考えると、こういう形式がいいのかというのがよくわからないところである。

私たち医療業界でもオンラインは行われるが、例えば初診時所見をとるときは直接診て、その後投薬を繰り返すようなときはオンラインにしている。

先ほどの映像を見ると、裁判自体がバーチャルな感じがして、あまり深刻な受け止め方ができないような、威厳がないような気がして、このような方向性でよいのかという疑問を持った。

- 一点目の裁判の質の話であるが、仰られるとおり、そのような御懸念があることは、我々も十分認識しており、特に五感のうち視覚と聴覚の点では比較的ウェブで対応できるが、それ以外についてはウェブが落ちることは否定できない。当事者の感情的なところ、熱意のようなところを画面を通すのと対面とでは違うのではないかと思われる。

ただ、ウェブによる口頭弁論ができるというだけであり、現実の法廷に当事者に出頭していただくことは、いささかも否定されていない。単に効率化という観点のみであれば完全ウェブという方法もあり得たと思われるが、改正法では現実の法廷も使用しつつ、別の選択肢としてウェブ口頭弁論を認めたとことであり、必要に応じて当事者に現実の法廷に出頭していただき、厳粛な法廷の中で意見陳述をしてもらう、自分の意見を述べてもらうことで、なお裁判の正当性は保たれると考えている。

- ◎ リアルの会議とウェブの会議を比べると、同じ内容の会議をしてもウェブ会議のほうが早く終わると言われ、深みに欠けると言う人もいる。リアルな弁論とウェブ弁論が等価値のものかという議論もある。時間短縮にはなるかもしれないが、やりとりが平板になってしまったり、当事者の表情をつかみきれなかったりすることがある。今は技術が発達し、かなりリアルに表情を見られるようになってはいるが、証人尋問の際に、真実を話していないのではないかなど、詳細な情報に不足が生じるのではないかという指摘もある。

なお、判決言渡しについては、現実の法廷で言い渡される。

また、他の裁判所の地裁委員会で出されたコメントとして、代理人弁護士の立場として、ウェブは裁判所に出頭する手間が省ける、弁護士としても事件処理の効率化に役立つものではあるが、例えば、両代理人が出頭している場合には、弁論が終了した後、事件に関わる情報交換をしたり話し合いで解

決しようという機運が高まることがあったが、ウェブの場合は用件が済むと終了してしまうので、そういったところはどうなのだろうという意見が出たようである。

- 今仰られた、書面上はかなり尖がったことを書きながら、代理人同士では落としどころがあるのではないかと考えながら訴訟を運営するというのは、かなりの率であるところだが、そういったすり合わせができずにずっと尖ったまま進む、またはドライな画面上のやり取りだけで進むということが、事件が終わったときに振り返ってみれば、それが障害になっていたのではないかと思うところは、間違いなくある。

どこかで体温を感じる機会というか、そもそも民事事件というのは企業法務の案件なども含めて、どこかで怒りとか憤慨とかを抱えつつ訴訟は始まるのが通常であり、それが薄まることも訴訟の大事な要素であるのだが、それをどこかで感じるができないと、逆に解決しづらいということはある。

ただ、私は、総体として、裁判官は上手にウェブとリアルをコントロールしているという感覚を持っていて、ずっとではないから少しリアルでやってみないか、というような提案がされることもある。裁判官には、そういうことを柔軟に対応いただいているので、あとは運用の問題なのかとも思っている。

また、事件ごとに作成されるチームは、事件が終了するまで続いており、単なる伝達ツールというだけではなく記録ツールにもなっている。以前に比べ、裁判官の中には、事件が終わると、今日あったことを記録としてさっと残してくれて、次の宿題はこれだよと書いてくれる方もいる。弁護士にとってはプレッシャーではあるが、ある種さぼれないというか、同じ共通の認識の中で事件処理が進むという点がかかなりあるのではないか。もともと弁論準備手続が始まったときにはそういったことが期待されていたが、なかなかそうはいかなかったところが、チームズというアイテムを使うことによって、事件情報が裁判官と当事者双方との間で共有できる利点があり、ITという

のはすごいなと感じているところである。

- 同じ弁護士の立場から、先ほどの話とも関係するのかもしれないが、私たちが訴訟を提起して、今日期日がありましたというような話をした際に、「裁判所に行ってどうでしたか」と聞かれ、今日はオンラインで実施した旨を伝えたと、「そうですか、それでちゃんと進むんですか」、「私たちの気持ちが裁判官に伝わっているのでしょうか」という心配のような声を、何度か受けたことがある。

私たちも、裁判所からウェブでいいですかと言われていいですよと回答するが、裁判所を利用しようとして弁護士を依頼したけれども、弁護士は裁判所には行かないというのは、まだ国民のみなさんの不安があるのではないかというのが実感である。ただ、これからの運用次第だとは思う。

また、私たちはウェブができる前から弁護士をやっているので、期日後に法廷外で代理人同士が解決に向けて話すというようなことは経験しているが、これから若手が法曹になっていく中で、その辺の機微というか経験がなくなっていくと思うので、和解期日は双方が裁判所に出て行って、せめてリアルで話そうという気持ちはあるかもしれないが、そういったところに意義があることを理解しないまま年数が経過していくとどうなるのか、と懸念するところはある。

- ◎ 会議の位置付けによって、リアルの法廷も併用していくという御意見をいただいた。では、当事者本人のウェブ利用について、何か御意見をいただければと思う。

本人による利用については、先ほどから話が出ているように、第三者の関与やなりすましといったことへの対策も必要であるが、だからといって、当事者本人にウェブでの参加を認めないという理由にはならないと考えている。

ちなみに、e提出が実現した際は、弁護士はe提出でなければ訴え提起ができないことになっているが、本人は紙でも可能というように線引きをしている。ただ、利用したいと言っている本人に対し、利用を制限することはで

きないことになっている。

- 我が社もコロナ禍をきっかけに接触回避のためにリモート会議を行う機会が多くなったが、皆さんが仰っているように、なかなか議論が深まらないという印象である。画面に向かって話すことへの違和感のようなものがある。

ウェブの便利な点として、パソコンさえ開けばどこにいても会議ができるという良さはあると思う一方で、便利になったがゆえに、会議を減らそうという全体の目標に逆行して会議がかなり増えて、会議のための会議のようなものも増えて、会議漬けになっているというところもあった。また、皆が揃って話ができるところで設定しようとする、この日はダメなどと後ろにずれていくこともある。

民事訴訟は我々から見ても結論が出るまでに非常に時間がかかり、当事者にとっては重たい気分のまま長い時間が過ぎていると思われるので、リーズナブルにリモートになることで、審理が早くなるということであれば、それは歓迎することではないか。

一方で、裁判官がリアルとリモートをハイブリットで活用していくような訴訟指揮をとられて、基本的にはリモートで行い、議論を深めなければならぬところはリアルを活用するというようにして、多くの訴訟事件を抱えておられると思うが、それが早いサイクルで回っていくようになると、当事者からすると、負担軽減という言葉が適切かどうかはわからないが、悪いことではないと思う。

- ◎ まさに今仰られたことが、デジタル化の目指すべき方向であると考えている。

- e事件管理のところで確認したいのだが、e事件記録の閲覧について、取材の現場だと当事者以外の第三者という立場で、民事記録の閲覧を150円の印紙を購入して行っているが、これはどのようになるのか。第三者閲覧というのは、すべて電子化されたものになるのか、一度プリントアウトされたものを見ることになるのか、データベース化されたものをウェブで見られる

ようになるのか。

ただ、高度な個人情報であるので、手軽に見られることで我々は便利になるが、すべてそうなるのがいいのかというと議論が必要かなと思うが、そのあたりはいかがか。

◎ 記録が全面的に電子化されると、当事者と利害関係のある方は自宅でインターネットにアクセスして記録を閲覧できる。純粹な第三者は、一回的なIDを裁判所から付与されるので、裁判所に出向いて裁判所の端末で記録閲覧をしていただくことになる。

○ 裁判所の三つのeということで説明いただき、裁判所の手続に関するイメージが大きく変わってくるのかなと思った。私のいる行政の現場でも電子化が進んでいるが、裁判所は裁判の書類や証拠など提出するものも多いと思うが、単に手続を電子化するだけでなく、手続そのものを簡素化するような側面もあるのか。

■ 提出又は事件管理の場面では、電子化によって、かなりの程度簡素化、省略化、効率化がされると思われる。手続自体は民事訴訟法に則ってしかるべく進んでいるので、電子化が進むことによって、従来必要であった手続がただちに簡素化されるということではないが、個別の手続の中でウェブを使用することによって、当事者の負担が軽くなることはあると思われる。

○ 手続は民事訴訟法で決まっているとのことだが、個別の手続であれば、例えば、今まではここまで書類を求めていたが、それらを減らすということもあるということか。

■ デジタル化による一つ概念として、大量の証拠が裁判所に提出されるのではないかという懸念もある。現在の運用としては、チームズに一旦電子データをアップロードし、当事者双方にそれを閲覧して協議していただき、裁判所に本当に必要なものを提出していただく、というようなことも行われている。

○ 我々も試行錯誤しながら取り組んでいるところであり、お互いに参考にし

ていければと思う。

- ◎ 訴えが提起された後は、できるだけ主張を整理して争点を絞り、必要な証拠だけを提出していただくことで、手続自体もコンパクトにしていこうと、裁判所全体で取り組んでいるところである。

第6 次回のテーマについて

- 1 佐伯委員から、「自然災害発生時における裁判所の危機管理」を次回のテーマとすることの提案があった。
- 2 次回のテーマは、各委員から令和6年11月末頃までテーマを募集した上で決定することとなった。

第7 次回期日

未定